第1四半期報告書

本書は、EDINET（Electronic Disclosure for Investors’ NETwork）システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社LITALICO

(E32144)

目　　次

【表紙】・・・

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年８月14日
【四半期会計期間】	第14期第１四半期（自　2018年４月１日　至　2018年６月30日）
【会社名】	株式会社LITALICO
【英訳名】	LITALICO Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　長谷川　敦弥
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
【電話番号】	03-5704-7355（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　坂本　祥二
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
【電話番号】	03-5704-7355（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　坂本　祥二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 第１四半期 連結累計期間
会計期間		自2018年４月１日 至2018年６月30日
売上高	（千円）	2,973,191
経常利益	（千円）	308,753
親会社株主に帰属する四半期純利益	（千円）	206,477
四半期包括利益	（千円）	206,288
純資産額	（千円）	2,473,189
総資産額	（千円）	5,368,481
１株当たり四半期純利益	（円）	11.79
潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	（円）	11.60
自己資本比率	（％）	45.9

（注）１．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．当社は、当第１四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前第１四半期連結累計期間及び前連結会計年度については記載しておりません。

３．売上高には、消費税等は含まれておりません。

２【事業の内容】

当第１四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当第１四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績の状況

当第１四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が続いております。しかし、欧米の政治的な混乱や米国での金利上昇等の要因により世界経済が減速するリスクや、国内においては、実質賃金の減少によって個人消費が低迷する懸念があるほか、人手不足の深刻化によって一部の業種で供給制約が発生するなど景気の拡大を阻害するリスクがあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境においては、民間企業に義務付けられている障害者の雇用割合（法定雇用率）の算定基礎に精神障害者が加わったことにより、民間企業の障害者雇用率が2018年４月に2.2%へ引き上げとなったことから、障害者雇用に対する旺盛な需要が見込まれております。

また、障害のある全国の公立小中学生のうち、通常学級に在籍しながら必要に応じて別室などで授業を受ける「通級指導」の2017年度の設置学校数は昨年対比で15.5%増加し、5,283校となっており、また対象者は108,946人で過去最高を更新するなど、発達障害への社会認知が進んでおります。

そのような外部環境の変化を踏まえ、長期的利益の安定成長を実現するため、働くことに障害のある方への就労支援サービスであるLITALICOワークス事業及び、子ども一人ひとりの個性に合わせた学びを提供する幼児教室・学習教室であるLITALICOジュニア事業の一層の強化を進めております。具体的には、当第１四半期連結累計期間の新規拠点開設数は、就労移行支援事業２拠点、児童発達支援事業１拠点、放課後等デイサービス事業１拠点、その他（LITALICOワンダー事業）１拠点となりました。

なお、非連結子会社でありました株式会社LITALICOライフにつきまして、重要性が増したため連結の範囲に含めることとし、当第１四半期連結会計期間より連結決算へ移行しております。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高2,973,191千円、営業利益304,004千円、経常利益308,753千円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は206,477千円となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

①LITALICOワークス事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当第１四半期連結累計期間の売上高は1,469,127千円となりました。

②LITALICOジュニア事業

既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したことにより、当第１四半期連結累計期間の売上高は1,275,325千円となりました。

③その他

LITALICOワンダー事業の既存拠点及び新規開設拠点が順調に推移したこと及び、その他の事業の収益拡大により当第１四半期連結累計期間の売上高は228,738千円となりました。

(2) 財政状態の分析

①資産の部

当第１四半期連結会計期間末における総資産は、5,368,481千円となりました。主な内訳は、売掛金1,906,043千円、有形固定資産1,839,575千円であります。

②負債の部

当第１四半期連結会計期間末における負債合計は、2,895,291千円となりました。主な内訳は、長期借入金及び１年内返済長期借入金1,777,779千円、未払費用562,142千円であります。

③純資産の部

当第１四半期連結会計期間末における純資産は、2,473,189千円となりました。主な内訳は、資本金348,998千円、資本剰余金307,998千円、利益剰余金1,809,515千円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結累計期間において特記すべき事項はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

３【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	61,440,000
計	61,440,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（2018年６月30日）	提出日現在発行数（株）（2018年８月14日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,517,400	17,517,400	東京証券取引所市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、１単元の株式数は100株であります。
計	17,517,400	17,517,400	－	－

（注）「提出日現在発行数」欄には、2018年８月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年６月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　21 ※※
新株予約権の数（個）※	591
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式　59,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	2,015（注）2
新株予約権の行使期間 ※	自　2020年７月１日　至　2026年６月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格　2,458.7 資本組入額 1,229.4
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4

※　新株予約権発行時（2018年６月30日）における内容を記載しております。

※※　本提出日現在の付与対象者数の区分及び人数は、当社取締役１名、当社従業員20名であります。

（注）1.新株予約権発行の日（以下「割当日」という。）以降に当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行うときは、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割又は併合の比率

また、割当日以降に当社が特に有利な価額での新株式の発行又は自己株式の処分、合併、会社分割を行う場合等、新株予約権の目的である株式の数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

2. 割当日以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割又は株式併合の効力発生の時をもって次の算式により１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を調整する。ただし、調整の結果１円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

割当日以降に当社が特に有利な価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合は、その新株式発行の時又は自己株式処分の時をもって次の算式により行使価額を調整する。ただし、調整の結果１円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

割当日以降に当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする（調整による１円未満の端数は切り上げる。）。

3. 新株予約権の行使の条件

（イ）新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役・使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りでない。

（ロ）新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

（ハ）新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

（ニ）新株予約権の行使は新株予約権１単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でなければならず、１株未満の端数の部分について株式は割り当てられないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（イ）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（ロ）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（ハ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて目的である株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

（ニ）募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）2に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、（注）4（ハ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

（ホ）新株予約権を行使することができる期間
上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上表「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
（ヘ）新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
（ト）当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
「新株予約権の要項」に定める事由に該当する場合、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
（チ）譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡により取得するには、再編対象会社の承認を要する。
（リ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
（ヌ）新株予約権の行使により発生する端数の切捨ての定め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の１株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てる。

②【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2018年４月１日～2018年６月30日	－	17,517,400	－	348,998	－	307,998

（５）【大株主の状況】
当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

6187/E32144/LITALICO/2019年

（６）【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年３月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2018年６月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　17,514,800	175,148	－
単元未満株式	普通株式　2,600	－	－
発行済株式総数	普通株式　17,517,400	－	－
総株主の議決権	－	175,148	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当第１四半期連結会計期間より四半期連結財務諸表を作成しているため、比較情報は記載しておりません。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（2018年４月１日から2018年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（2018年４月１日から2018年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年７月１日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

（1）【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当第１四半期連結会計期間 (2018年６月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	389,413
売掛金	1,906,043
たな卸資産	3,671
前払費用	156,261
その他	38,839
貸倒引当金	△1,037
流動資産合計	2,493,192
固定資産	
有形固定資産	
建物附属設備	1,448,787
工具、器具及び備品	1,047,052
減価償却累計額	△656,263
有形固定資産合計	1,839,575
無形固定資産	
ソフトウエア	165,307
ソフトウエア仮勘定	49,246
無形固定資産合計	214,553
投資その他の資産	
投資有価証券	210,776
敷金及び保証金	450,973
繰延税金資産	69,121
その他	90,289
投資その他の資産合計	821,160
固定資産合計	2,875,289
資産合計	5,368,481

（単位：千円）

	当第１四半期連結会計期間 （2018年６月30日）
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	512,056
リース債務	22,236
未払金	187,270
未払費用	562,142
未払法人税等	103,241
預り金	177,039
その他	26,676
流動負債合計	1,590,663
固定負債	
長期借入金	1,265,723
リース債務	38,905
固定負債合計	1,304,628
負債合計	2,895,291
純資産の部	
株主資本	
資本金	348,998
資本剰余金	307,998
利益剰余金	1,809,515
株主資本合計	2,466,511
新株予約権	6,677
純資産合計	2,473,189
負債純資産合計	5,368,481

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　2018年４月１日 至　2018年６月30日）
売上高	2,973,191
売上原価	1,821,449
売上総利益	1,151,741
販売費及び一般管理費	847,737
営業利益	304,004
営業外収益	
受取利息	0
助成金収入	6,650
その他	586
営業外収益合計	7,236
営業外費用	
支払利息	2,327
その他	160
営業外費用合計	2,487
経常利益	308,753
税金等調整前四半期純利益	308,753
法人税、住民税及び事業税	102,276
法人税等合計	102,276
四半期純利益	206,477
親会社株主に帰属する四半期純利益	206,477

【四半期連結包括利益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	当第１四半期連結累計期間 （自　2018年４月１日 至　2018年６月30日）
四半期純利益	206,477
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△189
その他の包括利益合計	△189
四半期包括利益	206,288
（内訳）	
親会社株主に係る四半期包括利益	206,288

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

当第１四半期連結会計期間より、非連結子会社でありました株式会社LITALICOライフにつきまして、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

項目	当第１四半期連結累計期間 （自　2018年４月１日 至　2018年６月30日）
税金費用の計算	当第１四半期連結会計期間を含む当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

（追加情報）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当第１四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第１四半期連結累計期間 （自　2018年４月１日 至　2018年６月30日）
減価償却費	84,404千円

（株主資本等関係）

当第１四半期連結累計期間（自　2018年４月１日　至　2018年６月30日）

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第１四半期連結累計期間（自　2018年４月１日　至　2018年６月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	LITALICO ワークス事業	LITALICO ジュニア事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,469,127	1,275,325	2,744,452	228,738	2,973,191
セグメント利益又は損失（△）	547,894	240,566	788,460	△49,481	738,979

（注）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、LITALICOワンダー事業、LITALICO発達ナビ事業、LITALICO仕事ナビ事業、Conobie事業、LITALICOライフプランニング事業を含んでおります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益又は損失（△）	金額
報告セグメント計	788,460
「その他」の区分の損失	△49,481
セグメント間取引消去	－
全社費用（注）	△434,975
四半期連結損益計算書の営業利益	304,004

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第１四半期連結累計期間 （自　2018年４月１日 至　2018年６月30日）
(1) １株当たり四半期純利益	11円79銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	206,477
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益（千円）	206,477
普通株式の期中平均株式数（株）	17,517,400
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益	11円60銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	－
普通株式増加数（株）	277,745
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	－

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2018年８月10日

株式会社　ＬＩＴＡＬＩＣＯ

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛田　達也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	甲斐　靖裕	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＬＩＴＡＬＩＣＯの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（2018年４月１日から2018年６月30日まで）及び第１四半期連結累計期間（2018年４月１日から2018年６月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ＬＩＴＡＬＩＣＯ及び連結子会社の2018年６月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。